

住民税非課税世帯等に対する給付金 3万円 を支給します

原油高騰や物価高騰などに直面する低所得世帯(住民税非課税世帯等)を支援するため、給付金を支給します。

給付額 1世帯あたり 30,000円

申請期間 10月31日(火)(必着)まで

対象世帯

富山市に住民登録されており、次の①、②のいずれかに該当する世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です(親族(課税)に扶養されている大学生の単身世帯など)。

※①②の重複受給はできません。

① 令和5年6月1日時点で富山市に住民登録があり、令和5年度住民税^(※)が非課税の世帯

確認書の返送が必要です

●支給対象の可能性のある世帯主へ、確認書を7月下旬(予定)から順次発送します。

●令和5年10月31日(火)(必着)までに、確認書を、同封の返信用封筒で返送してください。

※確認書に記載の振込口座と異なる口座への振り込みを希望の方は、次の書類も併せて提出してください。

- ・世帯主の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、在留カードなど)
- ・振込口座が分かるものの写し(世帯主名義に限る)

(※)令和5年度住民税とは

令和4年中の所得・収入に応じて課税される税金です。

② 申請時に富山市に住民登録があり、令和5年1月以降、予期せず収入が減少し、①と同様の事情にあると認められる世帯

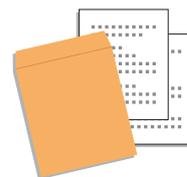
申請が必要です

●令和5年10月31日(火)(必着)までに、申請書と必要書類を、郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38: 市役所3階)へ。

●申請書は、福祉政策課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、市社会福祉協議会(今泉)の窓口などに設置するほか、市ホームページ(No.1012570)からもダウンロードできます。

必要書類

- ・令和5年1月～10月の任意の1カ月の収入状況(給与明細など)を確認できる書類の写し
- ・簡易な収入(所得)の見込み額の申立書
- ・世帯主の本人確認書類の写し
- ・振込口座が分かるものの写し(世帯主名義に限る)
- ・戸籍の附票の写し(令和5年1月1日以降に複数回転居した方)



【①②共通項目】

●代理人が確認、申請(請求、受給)する場合は、次の書類を提出してください。

- ・代理人の本人確認書類の写し
- ・振込口座が分かるものの写し
- ・法定代理人の場合は、法定代理人であることや、代理権が付与されていることが確認できる書類

●支給方法

申請受け付け後、おおむね1カ月後に口座に振り込みます(書類の不備などにより遅れる場合があります)。

※給付金の支給後に、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。支給要件をよく確認し、確認書などを提出してください。

配偶者などからの暴力を理由に避難している方で、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方も支給対象となる場合があります。詳細は、問い合わせてください。

！ 振り込め詐欺や、個人情報を聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。

問い合わせ

富山市住民税非課税世帯等給付金コールセンター

☎481-7744

受付時間 平日9:00~17:00

児童扶養手当などの手続きをお忘れなく

各種手続きは、期限までに必ず行ってください。手続きが遅れた場合、手当の支給や助成が受けられない場合があります。
※各制度には所得制限があります。

☎こども福祉課 ☎443-2055、2249
☎各行政サービスセンター
大沢野☎467-5830 大山☎483-2594
八尾☎455-2461 婦中☎465-2125



	制度の概要	手続きの方法	期限
児童扶養手当	令和5年度中に満18歳に達するまでのお子さんを監護・養育している母子家庭・父子家庭などへ支給される手当 ※お子さんの精神・身体に一定以上の障害がある場合は、20歳未満までの方も対象となります。	「現況届」を提出してください (6月末に書類を郵送しました) ※受給から5年経過した方などは、「一部支給停止適用除外事由届出書」も併せて提出してください。	8月31日(木)
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭の親や児童などが保険診療を受けたときの自己負担額を助成 ※児童とは、令和5年度中に満18歳に達するまでの方です。	「更新申請書」を提出してください (6月末に書類を郵送しました)	8月31日(木)
特別児童扶養手当	精神・身体に一定以上の障害がある20歳未満のお子さんを家庭で監護・養育している方へ支給される手当	「所得状況届」を提出してください (8月上旬に書類を郵送します)	9月11日(月)

令和5年度 富山市ひとり親応援・子育て支援金

☎こども福祉課 ☎443-2055
☎各行政サービスセンター
大沢野☎467-5830 大山☎483-2594
八尾☎455-2461 婦中☎465-2125

子育てをしながら就労しているひとり親の方に、支援金を支給します。

対象 次の条件全てに該当する方

- ・市内在住の、中学3年生までの児童を監護しているひとり親(児童手当の受給者)
- ・申請時に、令和4年度までに富山市で課税された住民税を完納している方で、令和4年度の住民税額が20,000円以上150,000円未満の方

支給額 令和4年度の住民税額に応じ、1万円、2万円、3万円

必要なもの

①申請書(受付窓口にあるほか、育さぽとやま(「子育て支援金」で検索)からダウンロードできます。)

②納税証明書(令和4年度市・県民税の記載があるもの)

※夜間および(日)祝は、納税の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。

③通帳(振込口座)

④印鑑(ゴム製の簡易印不可)

※公務員の方は、児童手当を受給していることを確認できるもの(児童手当支給月の給与明細など)が必要です。

※ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者(所得制限による非該当者含む)以外の方は、戸籍謄本(令和5年8月1日以降発行のもの)が必要です。

申込方法 8月1日(火)~令和6年3月29日(金)に、必要書類を、直接、こども福祉課(市役所3階)、とやま市民交流館(CiC3階:新富町一丁目)、各行政サービスセンターへ。

ひとり親家庭の お母さん・お父さんの就労相談会

☎母子家庭等就業・自立支援センター ☎432-4210
☎こども福祉課 ☎443-2055

無料で就労相談、職業紹介、各種講習会案内などを行います。

日時 8月5日(土)10:00~15:00 **場所** 市役所8階801会議室

申込方法 事前に、電話で、母子家庭等就業・自立支援センターへ。 ※当日の相談も受け付けます(予約優先)。